**表２　平和条項の態様と採用国**

２０２３年８月末日現在

（駒澤大学名誉教授　西　　修）

1. 平和政策の推進（平和を国家目標に設定している国などを含む）　アルバニア、イ

ンドネシア、クウェートなど

②国際協和（国連憲章、世界人権宣言の遵守、平和的共存などを含む）　ハンガリー、スリランカ、マダガスカルなど

③内政不干渉　ブラジル、カタール、中国など

④非同盟政策　アンゴラ、モザンビーク、ナミビアなど

⑤中立政策　オーストリア、スイス、トルクメニスタンなど

⑥軍縮　バングラデシュ、カーボベルデ、東チモールなど

⑦国際組織への国家権力の一部委譲　デンマーク、ドイツ、ニジェールな

ど

⑧国際紛争の平和的解決　ポルトガル、アルジェリア、ブータンなど

⑨侵略戦争の否認　フランス、ドイツ、韓国など

⑩テロ行為の排除　スペイン、ブラジル、チリなど

⑪国際紛争を解決する手段としての戦争放棄　アゼルバイジャン、エクアドル、イタ

　リア、ボリビア、日本

⑫国家政策を遂行する手段としての戦争放棄　フィリピン

⑬外国軍隊の通過禁止・外国軍事基地の非設置　ベルギー、モンゴル、フィリピンなど。

⑭核兵器（生物兵器、化学兵器も含む）の禁止・排除　カンボジア、コロンビア、パラオなど

⑮（自衛以外の）軍隊の不保持　コスタリカ、パナマ

⑯軍隊の行動に対する規制（シビリアンコントロールを含む）　パプア・ニューギニア、南アフリカ、ソマリアなど

⑰戦争の宣伝（煽動）行為の禁止　クロアチア、リトアニア、タジキスタンなど

**＊１項目でも規定のある成典化憲法国　１８９カ国中１６１か国（８５．２％）**